

II 実践編

1 特別支援教育等の理解啓発

Q 1 教職員への理解(校内研修等)を進めるには、どのようにすればよいですか？

学校や幼稚園等では、特別支援教育だけでなく、多くの研究や課題を持ちながら取組を行っていることを考えると、特別支援教育の視点を取り入れることで学校(幼稚園等)・学級経営にもメリットが大きいという意識が持てるように理解を進めることも大切です。

- 学校(幼稚園等)の基本方針の構築と共通理解
- 校長のリーダーシップ
- 教職員へのアンケートの実施
- 教職員研修の年間計画
- 通信等の活用
- 研修授業や事例検討会の実施



まず、年度当初に学校(幼稚園等)経営の中で、特別支援教育の推進や充実のための基本方針等を教職員に対し説明を行い、共通理解を図ることが大切です。そのためには、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で管理職等と十分に話し合いながら、本校(園)における特別支援教育の基本方針等を確認し、特別支援教育を推進していくための校内支援や相談の流れ、校内研修等の特別支援教育についての年間計画を作成しましょう。そして、校長のリーダーシップ(校長から説明をしてもらうとよい)のもと、職員会等で説明をし、全教職員の共通理解を図ります。また、これらの基本方針を学校経営案や学校要覧等に掲載するようにしましょう。

学校(幼稚園等)内の教職員を対象とした研修や授業研究を計画する際には、学校(幼稚園等)の実情を把握するためにも、どのような研修等が必要なのかアンケート等を実施し、教職員のニーズの把握を行って研修を計画するとよいでしょう。

発達障がいのある子どもへの具体的な対応をどうすればよいかというニーズに応えていくためには、事例検討会や授業研究会を計画して取り組むことも有効です。

また、特別支援教育に関する法律的な事項や具体的な支援の方法等を内容とした「特別支援教育だより」などを定期的に教職員向けに発行するとよいでしょう。



Q2 保護者への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

学校(幼稚園等)だけが子どもの特性に気づき、保護者が子どもの特性に気づかない場合は、学校(幼稚園等)からのアプローチが難しくなるケースもあります。保護者が発達障がいや特別支援教育について理解をし、子どもの特性等に早期に気づき、適切な支援を行えるようにするためにも、保護者への理解啓発は重要です。

- 学校(幼稚園等)の基本方針や相談窓口の説明
- 通信やパンフレットの活用
- 講演会、研修会の企画、運営
- 教育相談週間の実施



保護者に対しても、職員同様、学校(幼稚園等)の特別支援教育の基本的な考え方や学校(幼稚園等)内の支援体制、教育相談の窓口や手順などについて、PTA総会や参観日等の際に説明をする必要があります。

その他にも、特別支援教育や発達障がい、子育てに関することなどについての研修や情報提供を計画的に行っていきましょう。

例えば、学校だよりや園だより、保健だより、特別支援教育だよりなどの発行物を作成したり、活用したりして、保護者への理解啓発を進めることができます。また、厚生労働省が作成した発達障がいに関するパンフレットや文部科学省が作成した特別支援教育に関するパンフレット等も活用できます。通信等を作成する場合には、保護者が前向きに捉えられるような内容にすることもポイントとなります。

さらに、参観日に講演会を企画したり、家庭教育学級や学校保健委員会などを活用し、子育て支援や発達障がい、特別支援教育等についての研修を計画したりすることもできるでしょう。

小・中学校であれば、場合によっては、オープンスクールの際に、特別支援学級での支援の様子等を在籍以外の保護者にも参観してもらい理解を深めることも有効だと思います。

その他、教育相談週間を設けて、保護者の困難さや気づきを捉え、適切な支援へつなげることも大切です。



Q3 地域への理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

現在、特別支援教育や発達障がい等について、地域の方々が情報を得る機会は、十分だとは言えません。しかし、保護者や学校、幼稚園等だけが理解をしても社会に出て、地域で生きていく子どもたちですので、地域の理解は欠かせません。

- オープンスクールや講演会の企画及び活用
- 開放講座の企画や情報の提供
- 学校だより(園だより)等の発信
- 自治会の回覧板の活用



地域の方々へ特別支援教育や発達障がい等について、理解啓発を行う方法としては、オープンスクールの際に、特別支援学級を参観してもらったり、特別支援教育についての講演会を企画したりして理解啓発を行うことができます。

また、各学校や幼稚園等で開放講座を企画し、特別支援教育についての講義や実践を紹介するなどの取組もよいでしょう。

その他、各地域の特別支援学校が行っている「共生社会を目指した学校・地域づくり」フォーラムやセミナー、学校開放講座等を紹介することも理解啓発の取組としてできるのではないのでしょうか。

学校だより(園だより)や特別支援教育だよりなどを自治会の回覧板を活用して理解啓発を図ることも有効だと思います。

それぞれの地域の実情に応じて、工夫をしながら取り組んでみましょう。



〇〇学校だより

今年度、学校が力を入れて取り組む内容です

平成〇年〇月〇日作成
文責: _____

学力の向上を目指します！

- 少人数授業を実施しています。
- ・ニーズ別学習や習熟度別学習を行います。
- ・個に応じた支援を工夫します。
- 基礎・基本の定着を図ります。
- ・家庭学習で、計算・漢字プリントをします。

一貫教育を目指します！

- 小・中学校の連携を図ります。
- ・英語活動や算数等の教科において、中学校の先生による授業を行います。
- 地域のことを学習する、新教科「〇〇学」の学習を行います。

めざす児童像

- あいさつのできる子
- 学び合う子
- 元気な子

豊かな心を育てていきます！

- 地域の方にゲストティーチャーとして御協力いただき、体験学習を行います。
- 読書ボランティアを活用しながら、効果的な読書活動を進めます。
- 「あいさつ運動」を行います。
- ・保護者、委員会による「あいさつ立ち番」を行います。

特別支援教育の推進に取り組みます！

児童一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な支援を行い、子どもたちの自立をめざします。

- 特別支援学級では個に応じた学習を進めています。
- 発達障がいについての理解啓発や支援を行います。
- すべての子どもたちについて、校内で支援体制をつくり、職員全員で支援を行います。
- 保護者の方の相談窓口として、特別支援教育コーディネーター(A先生)がいます。

【学校だよりの例】

Q4 周りの子どもたちへの理解を進めるには、どのようにすればよいですか？

学級の子どもの中には、「あの子はどうしてあんな行動をするのだろうか？」などの疑問をもつ子どもたちもいます。発達年齢によっては、説明をしても理解が難しい場合もあります。

- 職員の関わり方が周りの子どもたちのモデル
- 本や疑似体験プログラムを活用しての理解啓発の授業
- 発達年齢に応じた理解の進め方

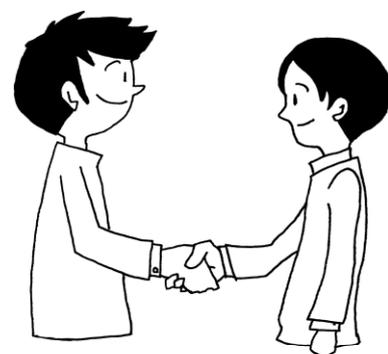


周りの子どもたちが発達障がいや特別支援学級等について理解するには、発達年齢等によって具体的な取組は変わりますが、子どもたちは、学校や幼稚園等の職員の関わり方をモデルとしています。まずは、基本的な姿勢として、職員が特別な支援を必要とする子どもたちに対して適切な支援や関わり方のモデルを示しましょう。そのことで、周りの子どもたちは、対象の子どもにどう関わればよいかを自然に学習することになります。

具体的に周りの子どもたちに理解を進めるために、市販されている子ども向けの本を活用する方法があります。「みんなそれぞれに得意不得意がある」ことを理解するための絵本や、子どもが読んで理解する発達障がいについての本も多く出版されています。

例えば、発達障がいも含めた様々な障がいについて、子どもたちが読んで理解できるように編集されているものを活用したり、子どもたちが障がいを疑似体験することで理解を深めるような教材を活用したりして、授業を行うとよいでしょう。授業は、人権教育週間や特別活動の時間などに計画的に行うとよいでしょう。

幼稚園等では、発達段階を考慮すると、周りの子どもたちに説明しても理解が難しいでしょう。特別な教育的支援を受ける子どもに対して、周りの子どもたちが「どうして〇〇ちゃんだけ？」と訴えることもあります。そういう場合には、自分が正しく行動している面をほめられるという経験によって、対象の子どもと自分を比較して、対象の子どもの特別な教育的支援に目を向けるのではなく、自分が正しく行動することに目を向けられるようになります。



2 特別な支援が必要な子どもの実態把握

Q 1 実態把握（アセスメント）をするためには、どのような方法がありますか？

いろいろな方法があります。どれか一つを行えば、子どもの実態を把握できるわけではありません。主な実態把握の方法である、面接法や行動観察法、標準化された検査を通して客観的なデータを収集し、指導・支援の目標や手だてを設定する際の根拠とします。

- 行動観察
- 学習記録・成績・作品等
- チェックリスト
- 面談・家庭訪問
- 心理検査
- トータルの実態把握
- 心理検査は専門家



学校や幼稚園等で取り組める方法としては、「行動観察による記録」、「学習記録・成績・作品等による分析」、「チェックリストの活用」、「面談・家庭訪問による聞き取り」等があります。

しかし、これらのどれか1つを行うだけでは、その子どもの全体像を把握することはできません。どれも一つの視点ですので、子どものより正確な実態を把握するためには、多面的な実態把握が大切です。更に視覚や聴覚など子どもを色々な側面から観察し、少しでも不安があれば、それぞれの障がい種の特別支援学校で、TAC(テラーアキュイティカード)による検査法や聴力測定を行うことも可能です。

また、実態把握は、障がいのある子どもを探すために行うものではありません。子どもがどのようなことで困っているのか、得意なことは何かなどを把握し、適切な支援を行っていくためのものです。

心理検査による実態把握の方法もあり、教員を対象とした研修等も広く行われていますが、安易に検査を実施して、障がいの有無を判断することは大変危険です。心理検査が必要であるかどうかは、専門機関に相談し、専門機関で実施し分析をお願いするようにしましょう。そして、分析の結果を個別の指導計画や適切な支援に生かすことが大切です。

障がいの有無で子どもの実態を把握するのではなく、どれだけ社会生活に適応できているか、「社会適応レベル」でみていくことも大切になります。



Q2 行動観察を行う時には、どのようなことに配慮すればよいですか？

行動観察は、実態把握の中でも特に重要です。漠然と観察するのではなく、ねらいをはっきりとした上で、観察するように心がけましょう。

- 普段の様子、行事の様子
- 行動の記録
- 「どんなとき」「どんな行動」「周りの関わり」
「頻度や間隔」等
- 複数の職員での実態把握



実態把握は、日常的な子どもの行動観察から始まります。授業中の様子(落ち着いて授業に取り組めているか、離席はないかなど)、日頃の行動(整理整頓はできるか、忘れ物はないか)、遊びや興味・関心(休み時間の過ごし方、特定の物へのこだわりが特出していないかなど)、得意なこと・苦手なこと(教科によって取組に大きな違いはないかなど)、友だちとの関係(友達とのトラブルが頻繁ではないか、いつも一人で過ごしていないかなど)やコミュニケーション(会話が成立しているか、乱暴な言葉遣いはないか、話し合い活動に参加できるかなど)などに気をつけながら、子どもの様子を観察しましょう。

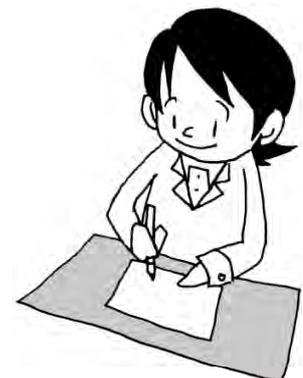
また、日常の生活だけでなく、運動会や発表会などの行事の際の練習や参加状況などにも気をつけながら観察しましょう。

幼稚園や保育所等では、「登園渋りがないか」、「登園時の母子分離不安はないか」などにも気をつけながら観察しましょう。

さらに行動を観察する際には、記録することによって、子どもの特徴的な行動を明らかにすることができます。さらに、単に行動を記録するだけでなく、「どのような状況の時に」、「どのような行動をし」、それに対して、「周りの対応や関わりはどうであったか」、そして、「その対応によってどういう行動になったか」を記録し分析をすると、子どもの行動にどのような役割があるのかを明らかにすることができます。このような分析をすることによって、子どもへの適切な関わり方を見つけたり、これまでの自分の支援の効果を評価することもできます。

また、行動観察をする場合には、学級担任だけでなく、同学年の職員や専科の担当、事務室の職員等、複数の職員の情報も大切です。

その他にも、行動観察する際には、動きの不器用さや見えにくさ、聞こえにくさはないかということにも気をつけましょう。



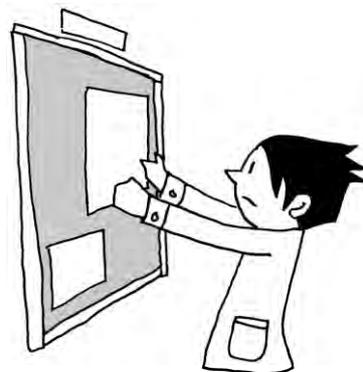
Q3 子どもの学習記録や成績、作品等を見る時は、どのようなことに配慮すればよいですか？

同じ生活年齢の子どもたちの発達について比較したり、顕著な困難さに気づいたりするためには、ある程度子どもの発達についての知識をもっておきましょう。

- 生活年齢の同じ子どもとの比較
- 書字、作文、描画、創作活動などの顕著な困難さ
- 教科による成績の大きな偏り



普段の学習や活動の中で子どもが作った作品やノート、テストの結果等を注意深く見ると、生活年齢の同じ子どもたちに比べて、明らかに絵がうまく描けなかったり、文字が枠からはみ出してしまったり、漢字の部首とつくりが逆になったり、鏡文字になったりするなど、発達障がいではないかと思われる場合があります。また、日記や作文を書かせると、全く書けなかったり、書いてもいつも同じことしか書けなかったりする場合があります。



自分でもうまくできないことが分かり始めると、苦手意識から、活動に参加しなかったり、かたくなに活動を拒否したりする場合も出てきます。

なかなか文字が覚えられない、発表の時にうまく自分の思いが伝えられない、音読ができない、ノートをとれない、テストが書けないなど授業中の様子に気をつけておくことも大切です。

学力については、「標準学力検査」、「到達度学力検査」の結果などを参考にするとよいでしょう。全体の結果だけでなく、教科や分野などによって、できる、できないに大きな偏りがないかも把握しましょう。



Q4 チェックリストを活用する時には、どのようなことに配慮すればよいですか？

チェックリストは、障がいの有無を判断するものではありません。具体的にどのような特別な支援が必要かを把握するためのものです。

- 本などに掲載されているものを活用
- 教育研修センター等で作成されたものを活用
- 独自に作成



チェックリストは、子どものある程度の実態や発達段階を把握するために有効です。チェックリストについては、文部科学省や教育研修センターなどが作成したものや、本や雑誌などに掲載されているものなど、たくさんの種類があります。最近では、学校や幼稚園等で独自に作成しているところが多くなりました。これらのものを参考に、学校等の実情に応じて、使いやすいようにアレンジして活用するのもよいでしょう。

本県の場合、宮崎県教育研修センターが作成した「子どもと教師のための実態把握シート」があります。これは、小・中学校の子どもを対象としていますが、これを参考にして、幼稚園等や高等学校でもアレンジしながら活用するとよいでしょう。

チェックリストを活用する場合に注意しなければならないことは、チェックリストは、子どもの実態を把握する一つの視点ですので、チェックリストの結果が全体的な子ども像であると捉えることはできません。別の視点での実態把握も行う必要があります。そして、あくまでも子どもの支援に生かすために行うということです。チェックリストの多くの項目が当てはまるから、この子どもは発達障がいであると判断することはできません。子どもの診断は、医療機関でしかできないことを理解しておきましょう。



Q5 面談・家庭訪問等による聞き取りを行う時は、どのようなことに配慮すればよいですか？

面談・家庭訪問等を行う際には、乳幼児期のエピソードを聞き取ったり、家庭環境などを把握したりすることが大切です。また、趣味や得意なことなども聞き取ると、支援を行う際の重要なポイントになることがあります。

- 生育歴
- 相談、受診歴
- 家庭環境
- 養育能力
- エピソード
- 総合的な情報収集



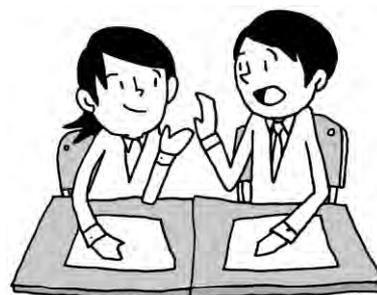
保護者との面談や家庭訪問の際に、これまでの生育歴や乳幼児期のエピソードを聞き取るとは大切です。例えば乳幼児期に、発語が3歳以降で遅かった、いつもミニカーで遊んで他のおもちゃでは遊ばないなどのこだわりが強かった、幼稚園の行事になると参加できなかった、登園渋りがあって保護者が帰ろうとすると泣いていた、友達とケンカになることが多かったなど、乳幼児期に子どもの特性ではないかと思われるエピソードについて知ることができます。また、このような子育てのしにくさから、関係機関へ相談をしたり、受診をしたりしている場合もあります。保護者の気持ちに共感しながら、そのような情報もしっかりと聞き取っておくことが大切です。

さらに、保護者の子どもへの関わり方や家庭環境の状況、保護者の養育能力が子どもの問題行動に影響していないかということも把握することも大切です。

子どもの問題行動の要因が子どもの特性にあると判断して支援をしていたら、うまくいかず、さらに調べていくと、子どもの特性が要因ではなく、家庭環境が要因であったというケースがあります。

最近、発達障がいについての情報が広がりつつあり、子どもに問題行動がみられると、すぐに発達障がいを疑うケースも増えてきていますが、まずは、家庭環境についての情報をしっかりと把握することが大切です。

幼稚園等であれば、送迎の際に、学校であれば、面談や家庭訪問等で情報をしっかりと把握しておきましょう。子どもの特性なのか、環境的な要因なのか、それらが重なっているのかという総合的な実態把握のためにも、面談や家庭訪問による保護者からの聞き取りは大切になります。



Q6 諸検査には、どのようなものがありますか？

諸検査には、多くの種類があり、目的や対象年齢によって使い分けなければなりません。また、職員や保護者、本人が記入してできるものから、専門家でなければできないものまであります。

- 認知発達等の状況の把握
- 専門機関
- 保護者の同意



諸検査は、子どもの認知発達等の状況を理解するための1つの方法として有効です。しかし、検査を行えば、その子どもの全てが理解できるわけではありませんので、注意しておきましょう。

諸検査には、チェックリスト形式で保護者や担任等が記入するものもありますが、分析等は専門機関等で行うことになります。個別式の検査を行う場合には、保護者の同意が必ず必要になります。また、専門的な知識と技術が必要になりますので、どこでも誰でもできるわけではありません。

検査が行える機関としては、臨床心理士のいる病院、県教育研修センター、県発達障害者支援センター、宮崎市総合発達支援センター、児童相談所、特別支援学校などがあります。ただし、検査結果を基に診断できるのは、病院のみです。

検査を実施するためには、保護者の同意が必ず必要になりますので、基本的には保護者が専門機関に連絡をして、日程と場所を確認した上で予約をすることになります。また、子どもと検査者と1対1での個別式の検査の場合には、時間は1時間半から2時間程度かかる場合があります。

検査の結果は、保護者に直接伝えることになりますが、保護者の了解が得られれば、結果の説明の際に学校や幼稚園等の職員も同席することができる場合があります。そして、検査結果を、個別の指導計画の作成等に生かし、家庭、学校、幼稚園等が共通理解して適切な支援を行えるようにしましょう。

また、学校や幼稚園等で知り得た結果の情報については、守秘義務がありますので、結果資料の保管には十分に配慮しましょう。

次に諸検査で一般的に使われるものについて紹介します。

【チェックリスト、質問紙法】

検査名	対象	概要
遠城寺式・乳幼児分析発達検査法	0歳～ 4歳7か月	<ul style="list-style-type: none">・検査項目は、移動運動、手の運動、基本的習慣、対人関係、発語、言語理解の6領域。・精神面のみでなく身体的発達も含めて全人的に発達状況を分析的に捉えられます。
乳幼児発達スケール(KIDS)	0歳1か月～ 6歳11か月	<ul style="list-style-type: none">・検査項目は、運動、操作、理解言語、表出言語、概念、対子ども社会性、対成人社会性、しつけ、食事の9領域。・乳幼児の自然な行動全般から発達を捉えられます。

検査名	対象	概要
新版S-M 社会生活能力検査	乳幼児～ 中学生	<ul style="list-style-type: none"> 検査項目は、身辺自立、移動、作業、意志交換、集団参加、自己統制の6項目。 知的発達に遅れのある子どもの社会生活能力を捉えられます。
PRS LD児(学習障害)・ADHD 児診断のためのスクリー ニング・テスト	5歳～15歳	<ul style="list-style-type: none"> LD・ADHD児の診断のためのテストです。 「言語性LD」「非言語性LD」「総合診断」ができます。
LDI-R LD判断のための調査票	小学校1年～ 中学校3年	<ul style="list-style-type: none"> 基礎的学力について、対象となる子どものスキルパターンが、LDのある子にみられる特定領域のつまずきとどの程度一致しているかを明らかにします。
BDI-II ベック抑うつ質問票	13歳～80歳	<ul style="list-style-type: none"> 過去2週間の状態についての21項目の質問によって抑うつ症状の重症度を短時間で評価することができます。 基本的には自己記入法です。

【個別式】

検査名	対象	概要
田中ビネーV知能検査	2歳～成人	<ul style="list-style-type: none"> 精神年齢と生活年齢の比によって表される本来の定義による知能指数(比率IQ)を算出できます。
WPPSI	3歳10か月～ 7歳1か月	<ul style="list-style-type: none"> 言語性IQ、動作性IQ、全検査IQの3種類のIQと下位検査プロフィール(個人内差)という観点から発達をとらえることができます。
DAM グッドイナフ人物画知能	3歳～10歳	<ul style="list-style-type: none"> 人物画を描かせることによって、子どもの知的水準の把握が可能です。
PVT-R 絵画語い発達検査	3歳0か月～ 12歳3か月	<ul style="list-style-type: none"> 言語の理解力の中でも特に基本的な「語いの理解力」の発達度を短時間に正確に測定できます。
ことばのテストえほん	幼児～ 小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> 「話しことばの障がい」をできるだけ早期に発見し、適切な指導を行うためのスクリーニング・テストです。
WISC-III知能検査	5歳～ 16歳11か月	<ul style="list-style-type: none"> 言語性IQ、動作性IQ、全検査IQの3種類のIQと下位検査プロフィール(個人内差)という観点から発達をとらえることができます。 因子分析から得られた4つの群指数(言語理解、知覚統合、注意記憶、処理速度)により、子どもの発達の特徴をより多面的に把握できます。
K-ABC 心理・教育アセスメント バッテリー	2歳0か月～ 12歳11か月	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの知的活動を、認知処理過程と知識・技能の習得度の両方面から詳しく分析できます。 認知心理学、神経心理学の最新の理論と研究をもとに、子どもの知的活動の水準を測定できます。
WAIS-III 成人知能検査	16歳～89歳	<ul style="list-style-type: none"> 言語性IQ、動作性IQ、全検査IQの3つのIQを出すことができます。 「言語理解」、「知覚統合」、「作動記憶」、「処理速度」の4つの群指数が測定でき、多面的な把握や解釈ができます。

3 校(園)内委員会

Q 1 校(園)内委員会の目的・役割は何ですか？

特別支援教育は、特別支援学級の担任や特別支援教育コーディネーターなどの限られた人が行うものではありません。みんなで知恵を出し合いながら取り組んでいく必要があります。学校(幼稚園等)が組織的・計画的に特別支援教育を推進していくために必要なことを、校(園)内委員会を通して検討していきます。校(園)長のリーダーシップの下に全職員が共通理解し合いながら、学校(幼稚園等)としての方針を固めていきましょう。

役割は大別すると、「特別な教育的支援を必要とする子どもの理解」「全職員の共通理解と学校全体での支援体制づくり」の2点になります。

- 組織的・計画的に特別支援教育を推進
- 特別な教育的支援を必要とする子どもの理解
- 全職員の共通理解と学校全体での支援体制づくり



■特別な教育的支援を必要とする子どもの理解

学校(園)として、特別な教育的支援が必要な児童生徒等に早期に気付くことが大切です。校内委員会が中心となって、学校の状況に応じた実態把握を段階的に進めていきます。この時点で、学級担任や教科担任の支援方を具体化していく必要があります。また、校内委員会は、校内関係者が保護者や関係機関と連携して、個別の指導計画の作成及び個別の教育支援計画の策定を進めていくことをサポートします。

■全職員の共通理解と学校全体での支援体制づくり

特別な教育的支援が必要な児童生徒等への指導とその保護者との連携について、全職員の共通理解を図っていく必要があります。そのためには、校内での研修を計画したり、研修ニーズを把握していくことが重要になります。

保護者とのスムーズな連携のために、保護者相談の窓口となるとともに、理解推進の中心となる必要があります。また、教育相談や地域・保護者に向けた啓発を行っていくことも重要です。

個々の児童生徒等の支援に関しては、実態や支援方針、保護者との連携状況などの共通理解を図ります。また、関係機関との連携の必要性などについても、校内委員会で検討します。

Q2 校(園)内委員会の構成、校務分掌への位置付けはどのようにすればよいですか？

校(園)内委員会は校(園)長を中心として、学校(幼稚園等)の規模を考慮しながら構成します。他の会議や委員会と兼ね合わせるなど、柔軟に運営します。幼稚園等では、全職員で構成される場合も考えられますが、園長、主任等は必ずメンバーに入ることが望まれます。特別支援教育に関連した校務分掌を設けている学校もありますが、多くの学校は委員会を別に組織しています。

- 学校(幼稚園等)の状況に合わせた柔軟な運営
- 校(園)長を中心とした組織

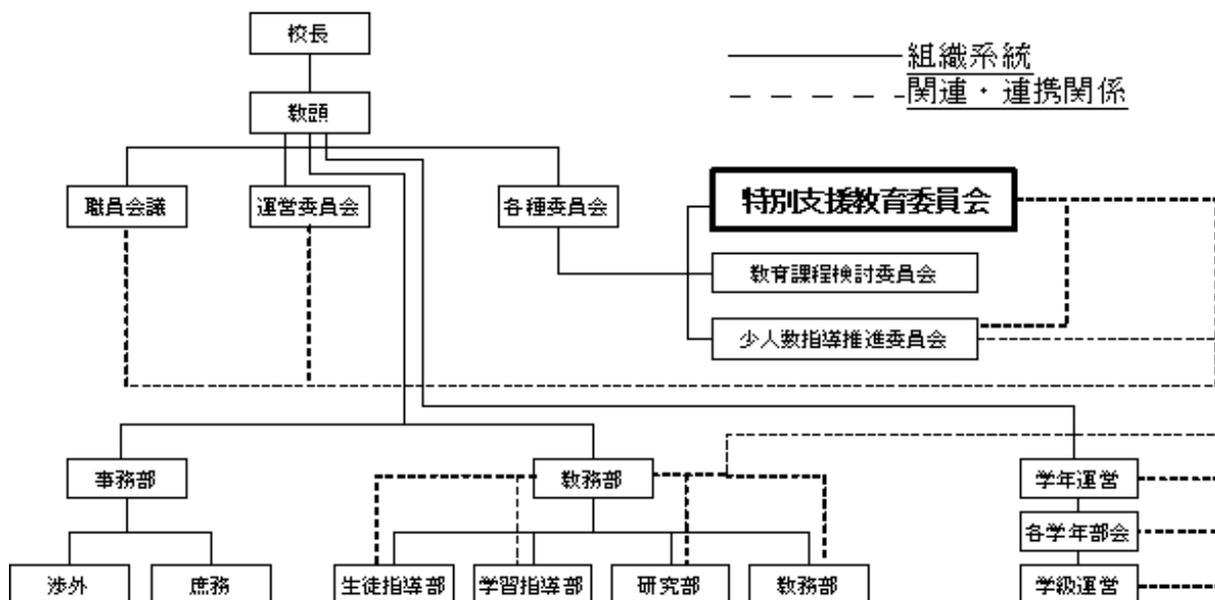


■校(園)内委員会の構成例

校長 教頭 特別支援教育コーディネーター 特別支援学級担任
 教務主任 生徒指導主事 養護教諭 該当事例の学級担任・学年主任

他にも教育相談担当、スクールカウンセラー、人権教育担当などが考えられます。学校(幼稚園等)の状況に合わせて構成していきます。

■校務分掌上の位置付けの例



生徒指導の委員会と校内委員会を兼ねるケースや、規模の小さい学校(幼稚園等)では職員会と校(園)内委員会を兼ねるケースもあります。

Q3 校(園)内委員会を開く時期及び内容はどのようにすればよいですか？

校(園)内委員会には、計画性を持って継続的に取り組んでいく内容と、子どもの状況に応じて緊急に取り扱うべき内容とがあります。特に臨時開催の場合は形式にこだわらず、メンバーの柔軟な構成や他の会議と兼ね合わせるなどの工夫が必要です。

- 年間を見通した定期的な開催
- 子どもの状況に応じた臨時的な対応



■定期開催の場合

年間を見通して定期的な開催する場合は、実施時期ごとにどのような内容を検討するかあらかじめ決めておきます。年度当初は、前年度からの支援の引継ぎ、教育相談や啓発活動のスケジュール、研修計画、校(園)内の特別支援教育推進体制の確認などが考えられます。実態把握や教育相談が進んでくると、具体的な支援の検討や関係機関との連携の必要性などの検討を行います。年度末は年間活動の反省点を次年度の活動に反映させることが考えられます。

■臨時開催の場合

支援対象となる児童生徒等の状況に応じて、臨時開催が必要な場合が考えられます。管理職と担任、特別支援教育コーディネーターなどの関係者による会議を実施し、校(園)内での対応や関係機関との連携について協議していきます。

■校(園)内委員会 年間実施計画の例

月	校 内 委 員 会 の 内 容		
4月	校(園)内委員会	臨時の校(園)内委員会	前年度の支援等に関して引継ぎ
5月			実態把握計画、研修計画、教育相談計画の確認
6月	校(園)内委員会		実態把握の状況について確認
7月			関係機関との連携について検討
8月	校(園)内委員会		夏季休業中の教育相談から対応の検討
9月			関係機関との連携について検討
10月			
11月			
12月	校(園)内委員会		関係機関との連携について検討
1月			次年度に向けての検討
2月			
3月	校(園)内委員会		次年度の計画等の確認

Q 4 特別支援教育コーディネーターは、校(園)内委員会でどのような役割を担えばよいですか？

校(園)内委員会の招集、運営の中心としての役割が考えられます。特別支援教育コーディネーターは学級担任などの業務と兼任していることがほとんどですので、必要に応じて他の先生方の協力も得ながら運営していきます。

- 校(園)内委員会の招集、運営
- 校(園)内委員会のための資料準備
- 校(園)内委員会の記録とその他職員への説明
- 保護者、関係機関との連携



定期開催の場合は、事前に検討事項などを整理して時間を有効に活用した会議運営ができるようにします。その際、特別支援教育コーディネーターだけでなく、他の委員にも協力を求めていくことが必要です。

学級担任や学年主任等との日常的な情報交換から、臨時の校(園)内委員会開催の必要性を把握することが重要です。内容に応じた関係者を集め、情報の共有や関係機関との連携の必要性などについて検討します。

■校(園)内委員会を運営する際の留意点

保護者や関係機関との連携で、学校(幼稚園等)としての判断が必要な場合が考えられるため、校(園)内委員会には必ず管理職が入るようにします。校(園)内委員会で協議した内容は、個人情報に配慮しながら、全職員が共通理解できるようにしていきます。資料などを用いる場合は、担任などの負担が軽減されるよう、どのような資料が必要か、内容や様式を明確にし最小限に抑える工夫が必要です。

関係機関につなぐ場合の基本的な手順と、判断の基準を明確にしておきます。学校(幼稚園等)が必要な情報が何であるかを明確にして、連携を図るべき機関を検討します。すべてを任せてしまうようなやり方ではなく、それぞれの学校(幼稚園等)ができる実態把握や情報の整理などを行った上で関係機関との連携に移ります。

校(園)内委員会では、協議しただけで終わらないように、決定事項についての評価を必ず行うようにします。評価を踏まえた上で、支援を継続したり別な支援方法を検討するようにします。

Q5 学校（幼稚園等）内での支援体制は、どのように検討しますか？

特別な支援が必要な子どもへの対応は、学級担任が工夫するものから、学校（幼稚園等）が全体で検討すべきものまで様々です。学校（幼稚園等）内で可能な支援体制や方法について校（園）内委員会等で検討し、全職員での共通理解を図っておきましょう。

- 学級担任が工夫する支援、全職員での支援体制
- 個別指導を行う体制
- パニックなど突発的な事態に対応する体制
- 加配の職員やボランティア等の活用体制



どの学級にも、特別な教育的支援が必要な子どもが在籍している可能性はあります。学級担任は個々の子どもの特性を理解しながら、全体的な支援、個別的な支援を行っていくことが必要です。学級ごとに工夫できる支援についての情報交換や研究授業等を通して、学校（幼稚園等）全体の支援する力を高めていくことも検討していきます。

特別支援学級入級などの判断については、校内就学指導委員会や市町村教育委員会の就学指導委員会等との連携を図っていきます。法令に基づき、特別支援学級の教育課程と子どもの状況、必要な支援を照らし合わせて考えます。その他、校内で可能な個別・小人数指導等の指導の在り方についても共通理解を図っておきましょう。

子どもの状況によっては、突発的な事態に対応する体制を整えておくことが必要な場合があります。教室からの飛び出しやパニックなどの状況に対して、複数の職員が連携して対応します。対応の方法などを具体的に共通理解しておくことが必要です。

加配の職員やアシスタント、ボランティアなどが支援に協力できる場合があります。いずれの場合も、協力者に任せっきりにすることの無いように、学級担任や学校（幼稚園等）としての支援の方向性を明確にしておくことが重要です。その上で、それぞれの協力者の役割と対応の方法などを具体化していきましょう。



Q6 保護者との対応に、校内委員会はどう関わりますか？

特別支援教育は、子ども本人への支援を充実させることに加えて、保護者の理解を得ながら連携を図っていくことが重要です。校内委員会で十分に検討し、相談に当たる担任や特別支援教育コーディネーターの支えとなるようにします。

- 保護者との連携の推進
- 担任やコーディネーターの保護者相談を支援
- 保護者の思いを受け止めた上で学校（幼稚園等）の支援を検討



直接、保護者の相談に対応するのは担任や特別支援教育コーディネーター、管理職などが考えられます。特別支援教育や子ども一人一人に対する支援について、学校（幼稚園等）の姿勢を明確に示すことが必要になります。また、保護者の思いを十分受け止めた上で、支援の方向性を検討することも必要です。

日頃から相談しやすい関係作りや特別支援教育に関する啓発を行うことで、保護者との連携がよりスムーズに行えるようになります。特別支援教育に関する保護者・地域への啓発等の年間スケジュールと内容の検討も、校内委員会の重要な役割であるといえます。



4 ケース会議

Q1 どのような時にケース会議が必要ですか？

ケース会議では、個々の児童生徒等に対する具体的な支援の検討などを行います。定期的なケース会議や緊急な対応が必要な場合のケース会議が考えられます。内容によって学校(幼稚園等)内の職員のみで行う場合や、他の関係機関からの協力を得て行う場合などがあります。

- 定期的な開催と緊急に対応が必要な場合の開催
- 校(園)内の職員のみで行う場合と関係機関を含めて行う場合
- 児童生徒等の状況の把握
- 支援の必要な背景と課題の明確化
- 今後の支援の内容や方法の検討
- 実践の分担や評価の方法の確認
- 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成
- 評価と引継ぎ
- 実施後は校内委員会や関係機関等へ報告



ケース会議と校内委員会を兼ねる場合も考えられます。形にこだわらず、取り組みやすい学校(幼稚園等)の体制で取り組みましょう。

ケース会議を行う場合、特別支援教育コーディネーターは開催するための連絡・調整役を担います。特に複数の関係者に参加してもらう場合には、2～3日の候補日を挙げ、関係者の都合を合わせやすいようにしておきます。

■ケース会議で検討する内容

児童生徒等の実態や支援の必要な背景、課題について協議や情報交換を行います。医療機関や相談機関、福祉関係機関、特別支援学校など関係している方々に集ってもらい、お互いの情報を共有し合いながら、支援の必要な背景と課題の明確化を図ります。

今後の支援の内容や方法について、学校(幼稚園等)の状況と照らし合わせて検討していきます。併せて、関係機関の役割についても確認し合うことが必要です。確認事項や支援の方法については、個別の指導計画や個別の教育支援計画に反映させていきます。

支援が行き詰ってからケース会議を実施することも多いようですが、支援がうまく行っているときにも、更に定期的なケース会議を行うことは有効です。定期的にケース会議を実施しながら、先々の行事などと兼ね合わせて事前に支援を検討することが必要です。

Q2 ケース会議に参加するのは誰ですか？

学校(幼稚園等)の職員のみで行う場合は、管理職、担任、特別支援教育コーディネーターなどに、必要に応じて集まってもらいます。関係機関の方や専門家、保護者も参加することが考えられます。

- ケース会議の主訴ごとに参加者を選定
- これまでの支援に関わってきた関係者
- 今後の支援に協力が必要な関係者



個々の児童生徒等の支援に関するケース会議では、支援の必要な背景や課題によって様々な機関に協力してもらうことが必要になる場合があります。児童生徒等の状況に応じて、ケース会議の参加者の構成を考えていくことが必要です。

■教育関係

市町村教育委員会や特別支援学校のコーディネーター、適応指導教室などの関係者が考えられます。移行期に当たっては、前籍校(幼稚園等)の職員や、進学先の職員にも協力してもらいます。

■医療関係

医療的な立場からの助言等が必要な場合には、医師や心理士等の参加が考えられます。各地域で編成されている専門家チームには医療関係者も含まれており、医療関係の参加が必要な場合は、専門家チームの活用を図る方法があります。

■福祉関係

児童相談所や福祉事務所、発達障害者支援センター、児童クラブ、学童保育、保育所等、保健師、民生委員、地域生活支援コーディネーターなどが考えられます。学校生活だけでなく家庭生活への支援・援助が必要な場合や、福祉サービスの利用の必要性がある場合などに参加してもらいます。

■労働関係

就労につながっていく場合には職業安定所や、みやぎき障害者就業・生活支援センター、障がい者雇用コーディネーター、障がい児就職指導支援相談員等との連携が考えられます。